



# 埼玉県報

第 2752 号  
平成 27 年(2015 年)  
11 月 27 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

### 管理規程

- 埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（経営管理課）

### 告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター東松山事務所）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 埼玉県朝霞地方庁舎ほか 21 施設で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
- 特定非営利活動法人の仮認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出（社会福祉課）

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 県道熊谷小川秩父線の供用開始（東松山県土整備事務所）
- 県道次木杉戸線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

# 規則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

## 埼玉県教育委員会規則第二十四号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

小学部	六年		学校教育 年齢児 ある者
中学部	三年		学校教 年齢生 ある者
高等部	三年	五七	中学部 はこれ

別表埼玉県立所沢特別支援学校の項中

育法に規定する 童で知的障害の	育法に規定する 徒で知的障害の	を卒業した者又 に準ずる者
--------------------	--------------------	------------------

を

小学部	六年	学校教育法に規定する 年齢児童で知的障害の ある者
中学部	三年	学校教育法に規定する 年齢生徒で知的障害の ある者

小学部	六年	
中学部	三年	

に改め、同表埼玉県立狭山特別支援学校の項中

高	等	部	三年	六二一
---	---	---	----	-----

学校教育法に規定する 学齢児童で知的障害の ある者	学校教育法に規定する 学齢生徒で知的障害の ある者	中学部を卒業した者又 はこれに準ずる者
---------------------------------	---------------------------------	------------------------

を

小 学 部	中 学 部
六年	三年
学校教育法に規定 学齢児童で知的障 ある者	学校教育法に規定 学齢生徒で知的障 ある者

害の する	害の する
----------	----------

に改め、同表埼玉県立草加かがやき特別支援学校の項の次に次のように加

える。

埼玉県立入間わか かくさ高等特別 支援学校		高等部	
普通科	生産技 術科 流通・ サービ スコ	三年	一四四
三年	二〇〇	中学部を卒業した者又 はこれに準ずる者	中学部を卒業した者又 はこれに準ずる者又 知的障害のあるもの

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第十一号

埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百二十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 募集種目

自衛官候補生（男子）

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

#### 三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

#### 四 募集期間

平成二十七年十二月一日（火）から平成二十八年二月五日（金）まで

#### 五 入隊時期（採用予定月）

平成二十八年三月末

#### 六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十八年一月十五日（金）

平成二十八年一月十六日（土）

平成二十八年一月十七日（日）

平成二十八年二月十四日（日）

平成二十八年二月十五日（月）

ロ 試験場の位置及び名称

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

#### 七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和

区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四

三) 及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十一月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人なかま
- 三 代表者の氏名  
吉野 俊一
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県東松山市本町一丁目十一番三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域で暮らしている障害ある方に対し、暮らし続けていく為に必要な様々な環境整備及び情報発信等を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。



## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人循環型地域振興匠工房

（変更後） NPO法人匠工房

三 代表者の氏名

村野 直美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字下富千八百八十九番地の三十

五 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化に伴う様々な問題と、非循環社会問題構造を解決改善等に担う活動を提供及び提案し、地域住民がより良い生活をする為に自分たちの持てる力を発揮し、諸問題のサポート提案事業等を行い住みよい街づくりの推進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人住まいの管理相談センター
- 三 代表者の氏名  
井上 耕一
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県入間市大字下藤沢四百九十四番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、空き家や空き地の情報収集を行い、その地域に住む住民、不動産所有者、その親族に対して相談・セミナー等を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の維持・創造に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十一月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人白岡スポーツクラブ
- 三 代表者の氏名  
田口 嘉章
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県白岡市高岩一〇二六番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、幼児から高齢者まで、誰もが気軽にスポーツおよび文化（以下「スポーツ等」という。）を楽しみ、これらを通して青少年の健全育成、地域住民の健康な生活作り、地域の活性化、世代間の交流、地域における住民意識や連帯感の高揚、地域との連携などにより、生き活きた地域社会を形成することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県朝霞地方庁舎ほか21施設で使用する電気 予定使用電力量9,038,299キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年11月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号
- 5 落札金額  
185,021,678円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年9月29日

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

特定非営利活動法人彩の子ネットワーク

### 二 代表者の氏名

関 昌美

### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市二ツ宮千百五十六番地三

### 四 当該仮認定の有効期間

平成二十七年十一月二十二日から平成三十年十一月二十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十五号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十六号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日											
鶴ヶ島ケアセンター そよ風	鶴ヶ島市松ケ丘三ー一六ー一ー	株式会社 ユニマツト リタイアメント・コミユニティ	短期入所生活介護	平成二十七年七月一日	岩堀クリニック	狭山市南入曾五五四ー一 入曾ダイヤモンドビル二F	居宅療養管理指導	平成二十七年十月一日	あるとけあ居宅介護支援事業所	東松山市箭弓町一ー六一五 東松山FT駅前ビル二階	居宅介護支援	平成二十七年十月一日	鈴木薬局 平	上尾市平方四二七七ー一〇	株式会社 鈴木薬局	居宅療養管理指導	平成二十七年十一月一日	介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年十一月一日
			生活介護	平成二十七年七月一日			介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年十月一日			介護予防支援	平成二十七年十月一日							

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称			変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
たんぼぼの家	所沢市医師会居宅介護支援事業所	埼玉ライフケアサービス 大和田居宅介護支援事業所				
名称	所在地	所在地	所在地			
たんぼぼ	所沢市上安松 一〇二四一七	新座市大和田 五一〇一三 ラ・パレット一 F	新座市大和田 五一〇一三 ラ・パレット一 F			
たんぼぼの家	所沢市上安松 一〇八三一四	新座市大和田 一〇一六一二	新座市大和田 一〇一六一二			
居宅介護支援	通所介護	訪問介護	居宅介護支援	居宅介護支援	訪問介護	介護予防訪問介護

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日	
川口ケアセンター よ風		川口市東本郷一 二六七一		訪問介護		平成二十七年十 月三十一日	
訪問介護事業所 ア・カンパニー		川口市安行北谷 五九四一		介護予防訪問介護		平成二十七年十 月三十一日	
ケア・カンパニー 介護保険相談室		川口市安行北谷 五九四一		居宅介護支援		平成二十七年九 月三十日	
まごころ介護サ ービス 入間		入間市野田五八 三一一 メゾン・ ド・ヴィラいるま 二一A		居宅介護支援		平成二十七年十 二月三十一日	
熊谷ケアセンター よ風		熊谷市中央五 五一一六		訪問介護		平成二十七年十 月三十日	
介護予防訪問介護		訪問介護		介護予防訪問介護		平成二十七年十 月三十日	

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
かわぐち心臓呼吸器病院	医療法人社団 康幸会	川口市前川一―一 ―五一	平成二十七年十一月一日
つるせ整形外科	相良 芳洋	入間郡三芳町藤久 保二〇―一―一	平成二十七年十月一日
井口小児科クリニック	医療法人 まさほ	草加市松原五―一 ―七	平成二十七年九月二十四日
ソフィア祐子レディスクリニック	医療法人 藤祐会	川口市西川一―一 二六―四 上新建 業ビル三F	平成二十七年七月一日
小手指南クリニック	平塚 任	所沢市小手指元町 一―九―四	平成二十七年七月一日
岩崎内科胃腸科医院	岩崎 文之	東松山市箭弓町一 ―四―七 ZON日 Aニビル二F	平成二十七年七月一日
久喜エンゼル歯科クリニック	榎本 大	久喜市青毛二―二 ―一八	平成二十七年十月一日
わたなべ歯科医院	渡邊 論	新座市栗原一―四 ―八 金子ビル一 二日	平成二十七年十一月一日
武蔵台歯科医院	深水 雅人	日高市武蔵台一― 三一―八	平成二十七年十月一日
川口元郷歯科医院	飯山 隆	川口市本町二―一 二―三一	平成二十七年十月一日
てつデンタルクリニック	医療法人社団 T&R	戸田市上戸田一― 一七―九 レジデ ンスHIRO一 階	平成二十七年十月一日



戸店	そうごう薬局	坂総合メディカル株式会社	九一三一	日	平成二十七年十月一
店	シンワ薬局	谷塚伸和株式会社	草加市谷塚一―二	日	平成二十七年九月六
店	ぷらむ薬局	朝霞株式会社	朝霞市仲町二―二	日	平成二十七年十月一
店	ぷらむ薬局	新座株式会社	新座市北野二―五	日	平成二十七年十月一
南栗橋店	チューリップ薬局	株式会社	セキ薬久喜市南栗橋八―二	日	平成二十七年十一月二
ひまわり薬局	有限会社	彩	幸手市中四―一四	日	平成二十七年九月十
薬局	有限会社	ひかり有限会社	北本市下石戸下一	日	平成二十七年十月一
青木店	プライム薬局	上株式会社	川口市上青木六―一	日	平成二十七年十一月一
ク	水野歯科クリニック	水野 貴公男	比企郡嵐山町菅谷	日	平成二十七年八月二
歯科医院	医療法人	矢沢 歯科医院	所沢市松葉町二四	日	平成二十七年十月八
ク	たい歯科クリニック	田井 良直	狭山市広瀬東四―四	日	平成二十七年十一月一
ク	せと歯科クリニック	脊戸 徹	坂戸市につさい花みず木四―一六	日	平成二十七年十一月一
			コモディイイダ坂戸につさい店一階		

すばる薬局	オクトメデイカル株式会社	本庄市児玉町八幡山三二七―三	平成二十七年十月一日
きりん薬局	株式会社 ファミリー	比企郡嵐山町平沢四一四―七	平成二十七年十月一日
グラム調剤薬局 狭山店	株式会社 グラム	狭山市入間川二―六 ―二二 第二甲田ビル一階	平成二十七年十月十三日
白岡薬局	株式会社 白岡薬局	白岡市小久喜九三二―六	平成二十七年七月一日
特定非営利活動法人 えがお 看護ステーション あい	特定非営利活動法人 えがお 看護ステーション	川口市峯五七二―八	平成二十七年七月一日
朝霞台中央訪問看護ステーション	医療法人社団 蔵野会	武朝霞市東弁財一―五 ―八 Kステーション〇―一 〇一―号	平成二十七年七月一日
狭山中央まごころ訪問看護ステーション	医療法人 中央病院	狭山中山市富士見二―一 九―三八 梅本ビル二階B号室	平成二十七年七月一日
アトム訪問看護・リハビリステーション	株式会社 あんしんサポート	川口市江戸三―五―一 一―三	平成二十七年七月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
松野 勇太		まつの接骨院	坂戸市泉町三―三―八 マンションいずみ一〇―二 二十七―日	平成二十七年十月

寺田 重勝	澤島 夕紀	朴 明煥	尾身 聡保	藤浪 久泰	渡邊 徹	小林 浩
寺田治療院	しかはま接骨院	一心堂鍼灸院	訪問マッサージ JKERO W 江東中央階 ステーション	治療室リハネ ット	かえる整骨院	レイス治療院
上尾市小敷谷七七 一西上尾第二団地 一一二月一日 二一三〇四	東京都足立区鹿浜 三一 一一〇	所沢市小手指町二 一 一	東京都江東区牡丹 一一 二一八 三商会館 二二日	さいたま市中央区 鈴谷二一七九四 ミオ浦和月一日 三〇四	新座市東北二一三 一一高橋ビル一〇三 号月一日	深谷市東方町三 一 二一二十六日
平成二十七年十二	平成二十七年十月	平成二十七年十月	平成二十七年十月	平成二十七年十一	平成二十七年十一	平成二十七年十月

# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後
外川歯科医院	所在地	草加市長栄町一〇六二	草加市長栄四一三五 一
有限会社 中村薬局 西口店	所在地	富士見市鶴馬二六二三	富士見市大字鶴馬三四七九一二
さくら薬局 東鷺宮店	名称	たんぼぼ薬局 鷺宮店	さくら薬局 東鷺宮店

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
桂内科	所沢市小手指南四一三―六	平成二十七年十二月二十二日
武蔵台歯科医院	日高市武蔵台一―三―八	平成二十七年六月三十日
ドルフィン調剤薬局	比企郡嵐山町平澤四一四―七	平成二十七年九月三十日
てつデンタルクリニック	戸田市上戸田一―一七―九 レジデンスHIRO 一F	平成二十七年九月三十日
川口元郷歯科医院	川口市本町二―二―三一	平成二十七年九月三十日
シンワ薬局 谷塚店	草加市谷塚一―二―一 メ ルヘンシャト―草加北側一階一 〇四号室	平成二十七年九月五日
つるせ整形外科	入間郡三芳町藤久保一九七― 二〇	平成二十七年九月三十日
井口小児科クリニック	草加市松原五―四―六 ハウ ス松原一F	平成二十七年九月二十三日
白鳥歯科・矯正歯科	上尾市瓦葺九三四―一	平成二十七年十月三十一日
矢沢歯科医院	所沢市松葉町二四―八 第三 山ロビル二F	平成二十七年十月七日
水野歯科医院	比企郡嵐山町大字菅谷字東側 一五四―二	平成二十七年八月二十日

ひかり薬局	北本市下石戸下一五四三―四	平成二十七年九月三十日
清澤眼科医院	草加市高砂一―八―一	平成二十七年十月三十一日
グラム調剤薬局 狭山店	狭山市入間川二―六―二二 第二甲田ビル二F	平成二十七年十月十二日
千代田薬局 坂戸店	坂戸市中小坂八九九―三一	平成二十七年九月三十日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
飯塚 洋一		院 いづか接骨入間郡越生町越生東 二―一―十五		平成二十六年八月十八日
成田 実加		はっとりはり・さいたま市西区指扇 きゅう接骨院三七〇九―六 (西大宮院)		平成二十七年十月三十日

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



1 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所 水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番1

3 落札者を決定した日

平成27年9月25日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号

5 落札金額

27,864,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年7月28日

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

桜井ビル

埼玉県和光市新倉一―十二―一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 桜井商事有限会社 代表取締役 桜井清

埼玉県和光市新倉二丁目二十三番一号

（変更後） 桜井商事有限会社 代表取締役 桜井茂雄

埼玉県和光市新倉二丁目二十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計五者

（変更後） 株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

平成二十六年三月三十一日外

#### ニ 届出年月日

平成二十七年十一月十一日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年十一月二十七日から平成二十八年三月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月二十七日から平成二十八年三月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

桜井ビル

埼玉県和光市新倉一―十二―一

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一〇八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四九台

### ハ 変更年月日

平成二十八年七月十二日

### ニ 届出年月日

平成二十七年十一月十一日

### 二 縦覧期間

平成二十七年十一月二十七日から平成二十八年三月二十七日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月二十七日から平成二十八年三月二十七日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>熊谷小川秩父線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡東秩父村大字皆谷字皆谷二 三番一地先から 同郡同村大字皆谷字皆谷三一 番五 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十一月二十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年十月三日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一三〇号で変更した道路予定区域の供用開始である。延長三〇五・二メートル。</p>

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 次木杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
九 番 地 先 ま で	北 葛 飾 郡 杉 戸 町 大 字 椿 三 四 二 番 五 地 先 か ら 同 郡 同 町 大 字 椿 二 九	区  間
一 一 ・ 三 二 〇 一 五 ・ 九 七	一 〇 ・ 四 六 〇 一 二 ・ 四 七	敷 地 の 幅 員  (メ ー ト ル)
二 九 〇 ・ 三 三 二		延 長  (メ ー ト ル)
道 路 改 良 工 事 で あ る。		備  考



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年五月十三日

指令川建セ第二七〇〇二〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年十一月二十日

川建セ第二七〇〇六三号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上大屋敷字御殿七十三番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上大屋敷七十三番地

間中 光好

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年七月二十一日

指令川建セ第二七〇〇二一〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年十一月二十五日

川建セ第二七〇〇六七号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字飯島新田字大三才七百九十番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県行田市押上町十六番地十八 五棟二〇八号

小林 達也

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年六月二十九日

指令川建セ第二七〇〇二〇〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年十一月二十五日

川建セ第二七〇〇六四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字御所字和田谷五百二十八番四、五百二十九番五

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字毛塚千九十五番地一 シャン・ブーシユ ニ〇一

金子 悠樹

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年十月二十八日

指令川建セ第二七〇〇一三一号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年十一月二十六日

川建セ第二七〇〇六五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字新道上九十七番一、百十三番、百十四番二、百十四番二地先水路の一部

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字上野本千四百十二番地

株式会社 関根商事関根建築設計室 代表取締役 関根 ゆき子

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七十四号

埼玉県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

埼玉県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年埼玉県選管告示第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

### 附 則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人あすなる会 特別養護老人ホームあすなるの郷浦和	埼玉県さいたま市緑区大字三室三千二十九番地三
老人ホーム	株式会社ニチイケアパレス 介護付有料老人ホームニチイホーム大宮二丁目千三百三十四番地	埼玉県さいたま市北区日進町
老人ホーム	社会福祉法人望未会 特別養護老人ホームサンライズガーデン (従来型)	埼玉県深谷市上手計三百十七番地一
老人ホーム	社会福祉法人望未会 特別養護老人ホームサンライズガーデン (ユニット型)	埼玉県深谷市上手計三百十七番地一